

第75回国会、第87回国会、第89回国会、第93回国会に提出された
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案とその趣旨説明

第75回国会(昭和50年)
佐々木静子議員外1名提出法案

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法

(設置)

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九条第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

(資料提出の要求等)

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十一人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 換事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官
- 六人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士
- 六人
- 八 最高裁判所長官が指名する学識経験者
- 二人

九 日本弁護士連合会の会長が指名する学識経験者

二人

第六条 最高裁判所長官が欠けた場合の特例

第七条 最高裁判所長官が欠けた場合における前条の規定の適用については、後任者が定まるまでは、同条中「最高裁判所長官」とあるのは、「最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者」とする。

(委員の任期)

第七条 第五条第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第八条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第九条 委員会は、十四人以上の委員の出席がないければ会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事)

第十条 委員会の議事に関し必要な事項は、委員長が会議の議を経て定める。

(答申)

第十一条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適当と認められた理由を付記しなければならない。

3 委員会は、答申書に答中と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答中後速やかに、第一項の候補者の氏名及び第二項の理由を公表しなければならない。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大任)

第十三条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大任は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十四条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項の次に次の二項を加える。
内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

第87回国会(昭和54年)
横山利秋議員外5名提出法案

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法

(設置)

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九条第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

(資料提出の要求等)

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 検事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官 五人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士 五人
- 八 内閣が指名する学識経験者 二人
- 九 日本学術会議が指名する学識経験者 三人

2 前項において、衆議院議長とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、解散の際衆議院議長であつた者とし、最高裁判所長官とあるのは、最高裁判所長官が欠けたときは、後任者の定まるまでは、最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 裁判官である委員が特別職の職員との給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

(委員の任期)

第六条 前条第一項第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第八条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第九条 委員会の議事に關し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て定める。

(答申)

第十条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適当と認めた理由を付記しなければならない。

3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、その答申の内容を公表しなければならない。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十二条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

第十三条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答

申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

(國家公務員法の一部改正)

3 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

(特別職の職員との給与に関する法律の一部改正)

4 特別職の職員との給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

第九条の見出し中「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

理由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法

(設置)

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九条第四項の諮問に應じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

(資料提出の要求等)

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 検事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官 五人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士 五人
- 八 内閣が指名する学識経験者 二人
- 九 日本学術会議が指名する学識経験者 三人

2 前項において、衆議院議長とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、解散の際衆議院議長であった者とし、最高裁判所長官とあるのは、最高裁判所長官が欠けたときは、後任者の定まるまでは、最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者とする。

3 委員は、非常勤とする。
4 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

(委員の任期)

第六条 前条第一項第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第八条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第九条 委員会の議事に關し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て定める。

(答申)

第十条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適當と認められた理由を付記しなければならない。

3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、その答申の内容を公表しなければならない。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十二条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十三条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。
第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

(国家公務員法の一部改正)

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員
第九条の見出し中「日本学術会議会員等」を

「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。
第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

理由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第89回国会(昭和54年)
横山利秋議員外5名提出法案

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法

(設置)

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九条第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

(資料提出の要求等)

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 検事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官 五人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士 五人
- 八 内閣が指名する学識経験者 二人
- 九 日本学術会議が指名する学識経験者 三人

2 前項において、衆議院議長とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、解散の際衆議院議長であった者とし、最高裁判所長官とあるのは、最高裁判所長官が欠けたときは、後任者の定まるまでは、最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

(委員の任期)

第六条 前条第一項第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第八条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第九条 委員会の議事に關し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て定める。

(答申)

第十条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適当と認められた理由を付記しなければならない。

3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、その答申の内容を公表しなければならない。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十二条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十三条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

(国家公務員法の一部改正)

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

の委員

第九条の見出し中「日本学術会議議員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に改め、「日本学術会議議員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日本学術会議議員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

理由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第93回国会(昭和55年)
稲葉誠一議員外5名提出法案

第75回国会、第87回国会、第89回国会、第93回国会に提出された 最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の趣旨説明

第75回国会-参議院法務委員会-昭和五十年三月十三日

佐々木静子君 最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

最高裁判所裁判官の選任が慎重かつ適正に行われなければならないことは、最高裁判所が終審としての違憲審査権、規則制定権、最高の司法行政権を有する司法裁判所として、憲法によって国民から負託された使命を遂行し、司法権の独立と裁判の公正を保持し、基本的人権を保障すべき責務を全うするために、当然の事理として要請されるところであります。また、最高裁判所裁判官の選任が、公正・適正に行われたことを、国民が十分に理解し、納得するのでなければ、最高裁判所は、国民の信頼を得て、その権威を保持していくことを期待することはできないのであります。

しかるに、現行法上、最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命は、内閣の専権であり、全く自由にその選任権を行使することができ、それが適正に行われることを制度的に保障すべき何ものもないのであります。そして、国民はその選任が公正・適正に行われたことを知る道を全く閉ざされているのであります。これは明らかに法の不備であり、重大な欠陥であると考えてるのであります。

よって、この法の不備、欠陥を是正し、最高裁判所裁判官の選任人事が慎重かつ適正に行われることを保障するため、最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置は緊急の重要事であると信ずるのであります。

なお、昭和二十二年に、裁判官任命諮問委員会が設置されたことがありますが、その委員会の構成及び運営は政令にゆだねられていたため、その成果は期待にこたえるものがなく、翌二十三年に同委員会は廃止されるに至ったのであります。そもそも政令は、国会の審議を経ないで自由に改廃できるものであり、最高裁判所裁判官の指名及び任命という重大な問題に関して、すべて政令にゆだねてはその民主的手続を維持確保することが困難であります。したがって、諮問委員会の設置はもちろん、その構成と運営についても法律をもって定めておく必要があると考えてるのであります。

以上の理由により、本法律案を提出するに至った次第であります。その内容は

次のとおりであります。

第一は、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を置き、委員会は、内閣の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者を選考し、答申することといたしました。

第二は、委員会の構成は、衆参両院議長、最高裁判所長官、検事総長、日本弁護士連合会の会長、最高裁判所が指名する裁判官六名、日本弁護士連合会が指名する弁護士六名、最高裁判所長官が指名する学識経験者二名、日本弁護士連合会の会長が指名する学識経験者二名、合計二十一名をもって組織することといたしました。

第三は、委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については、二名以内の候補者の氏名を挙げ、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については、任命予定者数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて答申することとし、委員会は、答申後速やかに、その候補者の氏名及び候補者として適当と認められた理由を公表することといたしました。

第四は、裁判所法の一部を改正し、最高裁判所裁判官の指名または任命を行うにつき、内閣に諮問を義務づけることといたしました。

右のほか、委員会の運営及び施行関係などについて、所要の規定を設けました。

以上が、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

第87回国会-衆議院法務委員会-昭和五十四年四月二十七日

横山議員（略）次に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案について、提案の趣旨を御説明いたします。

最高裁判所は、終審としての違憲立法審査権、規則制定権、最高の司法行政権を有する司法裁判所であり、司法権の独立と裁判の公正を保持し、基本的人権を保障すべき責務を全うするために、当然の事理として最高裁判所裁判官の選任人事は慎重かつ適正に行われなければなりません。そしてその選任人事が慎重かつ適正に行われたことを国民が理解し、納得するのでなければ司法は国民的な基盤を失うことになり、その權威の保持は期待できません。

しかるに、現行法上最高裁判所裁判官の指名または任命は、内閣の自由裁量であり、しかも国民はその選任人事が慎重かつ適正に行われたかどうかを知ることができません。これらは明らかに法の不備であり、重大な欠陥であります。

よって、この法の不備、欠陥を是正する必要があります。

なお、一九四七年に、裁判官任命諮問委員会が設置されたことがありますが、その委員会の構成及び運営は政令にゆだねられていたため、その成果は期待に十分こたえるものではなく、翌一九四八年に同委員会は廃止されるに至りました。この経緯を踏まえ、任命諮問委員会の設置はもちろん、その構成と運営についても法律をもって定めておく必要があると考えます。

右の理由により本法案を提出するものであります。

次に本法案の要旨を申し上げます。

第一に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置だけでなく、その組織、運営についても法律をもって具体的に規定しております。

第二に、裁判所法第三十九条第四項として、内閣は、最高裁判所裁判官の指名または任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならないこととしております。

第三に、任命諮問委員会は、委員二十人をもって組織することとしております。

その内訳は、衆参両院議長、最高裁判所長官、検事総長、日本弁護士連合会会長及び最高裁判所指名の裁判官五名、日本弁護士連合会指名の弁護士五名、さらに内閣指名の学識経験者二名、日本学術会議指名の学識経験者三名、以上のとおりとなっています。

第四に、任命諮問委員会が答申する候補者の数は、内閣の任命権と同委員会の権威保持との調和を考慮して、最高裁長官については二人以内、最高裁判事については任命予定者の二倍以内としています。

第五に、任命諮問委員会は、裁判官の適任者として候補者を推薦するに至った理由を、内閣に答申すると同時にこれを広く国民の前に公表することとしています。

以上が本法案の提案理由並びに要旨であります。何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

第91回国会-衆議院法務委員会-昭和五十五年二月十五日

横山議員（略）最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案について、提案の趣旨を御説明いたします。

第87回国会における趣旨説明に同じ。

第93回国会-衆議院法務委員会-昭和五十五年十一月七日

稲葉議員（略）最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案について、提案の趣旨を御説明いたします。

第87回国会における趣旨説明に同じ。